

第 86 回理事会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 23 年 7 月 21 日（木） 正午～

場 所 日本商品清算機構 会議室（日商協ビル 1 階）

議 案

第 1 号議案 会員の加入について

そ の 他

以 上

会員の加入について

商号 I G マーケッツ証券株式会社
住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター10F
代表者 代表取締役社長CEO 博多 一恭 (ハタカズヤス)
資本金 4億円
設立 平成14年12月3日 (FXオンライン・ジャパン)
 平成20年 英IGグループが87.5%の株式を取得。
 平成23年2月 IGマーケッツ証券(株)に商号変更
 (英IGグループ100%子会社化)
株主 マーケットデータ・ジャパン(株) (IGグループ・ホールディングス100%子会社) 100%

主な役員 (敬称略)

博多 一恭	代表取締役社長CEO
昭和49年4月	富士銀行 入行
平成11年9月	富士証券常務執行役員
平成12年10月	みずほ証券執行役員
平成14年4月	日本テレコム (現ソフトバンクテレコム) 専務執行役員最高財務責任者
平成14年8月	同社 代表取締役最高財務責任者
平成17年8月	ボーダフォン (ソフトバンクモバイル) 業務執行役員ホールセール事業本部長
平成19年4月	FXオンラインジャパン (現IGマーケッツ証券) 取締役COO
平成19年7月	同社 取締役CFO
平成22年6月	同社 代表取締役CFO
平成23年2月	同社 代表取締役社長CEO (現任)

タマス・ロバート・ザボ 取締役会長

平成8年12月	IG Markets Limited
平成16年7月	IG Australia Pty
平成19年6月	同社 取締役COO

平成 20 年 10 月 同社 代表取締役 C E O (現任)
 平成 23 年 6 月 同社 兼アジアパシフィック統括 (現任)
 平成 23 年 6 月 I G マーケッツ証券 取締役会長 (現任)

アンドリュー・ロバート・マッケイ 取締役

平成 3 年 9 月 リンクレイターズ法律事務所
 平成 10 年 3 月 ロンドン国際金融先物取引所 マーケット・インベスティゲーション・マネージャー
 平成 11 年 3 月 I G Index Plc リーガル・カウンセラー
 平成 13 年 4 月 I G Index Plc リーガル・ディレクター
 平成 15 年 9 月 I G Group Holdings Plc 取締役 (現任)
 平成 20 年 10 月 同社 アジアパシフィック統括役員
 平成 20 年 10 月 F X オンラインジャパン (現 I G マーケッツ証券) 取締役会長
 平成 21 年 6 月 同社 代表取締役会長
 平成 22 年 6 月 同社 代表取締役社長
 平成 23 年 2 月 同社 代表取締役会長
 平成 23 年 6 月 同社 取締役 (現任)

主要事業 外国為替証拠金取引業務及び C F D 取引業務

商先業者の許可を受けた日 平成 23 年 1 月 1 日

許可の対象となる業務の種別 店頭商品デリバティブ取引及びその取次、代理、媒介

主な取扱商品 商品 C F D (W T I 原油先物 C F D、スポット金 C F D、スポット銀 C F D、N Y 金先物 C F D、N Y 銀先物 C F D) F X 取引、株式 C F D、株価指数 C F D

本会への加入日 理事会で承認された日 (平成 23 年 7 月 21 日) とする。

以 上

平成 24 年度税制改正要望

日本商品先物振興協会
(株)東京穀物商品取引所
(株)東京工業品取引所

I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

商品先物取引の差金等決済に係る取引損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じること。

2. 外国商品市場取引による決済損益への課税について

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

<要望目的・期待される効果>

- (1) わが国の金融・商品先物市場がその流動性を増大させるには、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。
そのためには、現在、金融商品間で、損益通算の範囲及び損失繰越控除の対象が限定されている金融税制を改め、簡素で、かつ金融商品勘で中立・公平な税制（金融所得課税の一元化）とすることが望まれる。
- (2) 本要望が実現すると、金融・先物市場で個人投資家の投資活動が促進され市場の流動性が増大し、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

II. 国際課税に係る税制措置

非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。

<要望目的・期待される効果>

非居住者又は外国法人が、第三者が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に商品先物取引の売買注文等を行うためのコンピュータ・プログラム等を設定・保存し、当該プログラムを実行して自動的に売買を行った場合には、当該サーバ等機器は恒久的施設（Permanent Establishment）とみなされないものの、当該サーバ機器等を非居住者又は外国法人が所有又は賃貸した際には、恒久的施設とみなされ、二重課税又はより税率の高い日本において課税されるという問題がある。

アジア経済圏の中核を担うべき日本市場は、アジア域内の取引が集中する素地はあるものの、こうした税務上の扱いも一因となって、日本企業のニューヨークの WTI 原油市場でのエネルギー価格のヘッジ取引や、JOX（J-Oil Exchange：日本の石油会社や商社などが中心メンバーとなってシンガポールに創設した石油 OTC 市場）のシンガポール法人化等の事例が示すように、本来、日本で行われてしかるべき取引が米国やシンガポールに向かってしまっているのが現状である。

今後のアジア諸国の経済発展が期待される中、アジアの時間帯における取引の中核的な受け皿として我が国の商品市場が国際化・発展していくためにも、恒久的施設に係る税制の問題を解決してゆく必要があると考える。

以 上